

一般社団法人静岡県医師会母体保護法指定医師審査規程

現 行	改正案	日本医師会「指定基準」細則
(指定の更新) 第16条 指定医師の指定の更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留又は指定の更新を行わないことができる。 (1) ～ (3) 略 (4) 研修の受講 次の研修の受講を証明するものの提出を義務付けるものとする。 なお、開催日が次回更新日から過去2年以内のものとする。 母体保護法指定医師研修会参加証及び日本産婦人科医会研修参加証あわせて7枚相当。 なお、7枚相当の内1枚は必ず母体保護法指定医師研修会参加証であること。(日本医師会生涯教育講座、都道府県医師会研修会、日本産科婦人科学会研修等の受講を勘案するも、産婦人科領域の内容とする。) ただし、指定後更新までの期間が2年に満たない者及び疾病、妊娠・分娩、留学、国内外出張等のやむを得ない理由(これを証するものを要す)がある場合には、受講可能期間を勘案し、提出枚数を減ずることができる。 2 略	(指定の更新) 第16条 指定医師の指定の更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留又は指定の更新を行わないことができる。 (1) ～ (3) 略 (4) 研修の受講 次の研修の受講を証明するものの提出を義務付けるものとする。 なお、開催日が次回更新日から過去2年以内のものとする。 ア 母体保護法指定医師研修会参加証1枚。 イ 日本産婦人科医会研修参加記録6単位(参加証6枚)相当。 (日本医師会生涯教育講座、都道府県医師会研修会、日本産科婦人科学会研修等の受講を勘案するも、産婦人科領域の内容とする。)ただし、指定後更新までの期間が2年に満たない者及び疾病、妊娠・分娩、留学、国内外出張等のやむを得ない理由(これを証するものを要す)がある場合には、受講可能期間を勘案し、提出枚数を減ずることができる。 2 略 附 則 (施行期日) この規程は、令和5年2月22日から施行する。	日本医師会「指定基準」細則 9 指定の更新及び取消 ①更新の際、下記研修の受講を証明するものの提出を義務付ける。 i) 母体保護法指定医師研修会参加証1枚。 母体保護法指定医師研修会カリキュラム作成にあたっては以下の内容が含まれていること。 1) 生命倫理に関するもの 2) 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの 3) 医療安全・救急処置に関するもの ii) 日本産婦人科医会研修参加記録6単位(参加証6枚)相当。(日本医師会生涯教育講座、都道府県医師会研修会、日本産科婦人科学会研修会等の受講を勘案する。) ②～④ 略